吸収分割に係る事前開示書面

（吸収分割会社：会社法第 782 条第１項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）
（吸収分割承継会社：会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

令和８年８月２１日

株式会社ミツウロコグループホールディングス
株式会社ミツウロコスポーツ

令和８年８月２１日

吸収分割にかかる事前開示事項

東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ミツウロコグループホールディングス
代表取締役社長 CEO　田島　晃平　（印）

神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号
株式会社ミツウロコスポーツ
代表取締役社長　田島　晃平　（印）

株式会社ミツウロコグループホールディングス（以下、「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社ミツウロコスポーツ（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026 年 8 月 17 日付けで吸収分割契約を締結し、同年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して、吸収分割会社が保有するハマボールビルディング（神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号）内の温浴施設「横浜天然温泉 SPA EAS（スパイアス）」及びボウリング施設「ハマボール」にかかる内装設備、機械装置、機器備品その他の資産の一部及びこれにかかる権利義務を承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。本分割に際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定に従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料１のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対して、本分割により吸収分割会社から承継する権利義務の対価として、吸収分割承継会社の普通株式 200 株を交付します。吸収分割会社に対して交付される株式の数は、吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であることを踏まえ、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継会社は、本分割に際して資本金及び準備金の額を増加させない予定ですが、吸収分割承継会社の財務状況等の諸事情に照らして、相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項

該当事由はありません。

4. 吸収分割にかかる新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）又は吸収分割会社のＷｅｂサイトよりご覧いただけます。

https://www.mitsuuroko.com/ir/library/

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添資料２のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以　上

別添資料１

吸収分割契約書

株式会社ミツウロコグループホールディングス

株式会社ミツウロコスポーツ

吸収分割契約書

株式会社ミツウロコグループホールディングス（以下「甲」という。）と、株式会社ミツウロコスポーツ（以下「乙」という。）は、甲が保有する資産の一部を分割して乙に承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（本件分割の当事者）

本件分割の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次の各号のとおりとする。

（１）吸収分割会社（甲）

①商号：株式会社ミツウロコグループホールディングス

②住所：東京都中央区京橋三丁目１番１号

（２）　吸収分割承継会社（乙）

①商号：株式会社ミツウロコスポーツ

②住所：神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号

第２条　（本件分割の内容）

甲は、本契約に定めるところにより、甲が保有する複合商業施設「ハマボールビルディング」（神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号）内の温浴施設「横浜天然温泉 SPA EAS（スパイアス）」及びボウリング施設「ハマボール」にかかる別紙「承継資産明細表」記載の資産、並びにこれにかかる権利義務及び契約（以下「本件資産」という。）を吸収分割により乙に承継し、乙はこれを承継する。

第３条　（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月１日とする。但し、本件分割の手続きの進行に応じ必要があると認められる場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第４条　（対価）

本件分割に際して、乙は、乙の普通株式 200 株を発行し、甲に対して交付する。

第５条　（乙の増加すべき資本金及び資本準備金）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は変動しないものとする。

第６条　　（分割承認手続）

甲及び乙は各々、効力発生日の前日までに、甲及び乙の株主総会若しくは取締役会における本件分割の承認、及びその他の関係法令により本件分割に必要となる手続きを完了するものとする。なお、甲は、本件分割が会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行うものとする。

第７条　　（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって本件資産の管理運営を行い、本件資産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め乙と協議の上これを決する。

第８条　　（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の甲乙いずれの責にも帰すべからざる事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じ、本件分割の実行に重大な支障が生じたその他本契約の目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第９条　　（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生後も、乙に対して、本件資産を用いた乙の事業と競合する事業を避止する義務を一切負わないものとする。

第１０条　　（契約の効力）

甲及び乙の株主総会若しくは取締役会における承認又は法令に定める関係官庁の承認等が効力発生日までに得られない、その他本件分割に法令上必要となる手続を完了できない場合、甲及び乙は、協議の上、本契約を変更し、又はその効力を失わせることができる。

第１１条　　（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるものの他、本件分割に関して必要な事項は、関連法令の定めに従う他、甲乙協議の上決定する。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2026 年 8 月 17 日

甲：東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社ミツウロコグループホールディングス
代表取締役社長　田島 晃平

乙：神奈川県横浜市西区北幸二丁目２番１号
株式会社ミツウロコスポーツ
代表取締役社長　田島　晃平

別紙

承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲より承継する権利義務の明細は、効力発生日における次に掲げるものとする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

１．資産及びこれに付随する権利義務

（１）ハマボールビルディング内の温浴施設「横浜天然温泉 SPA EAS（スパイアス）」及びボウリング施設「ハマボール」にかかる内装設備、機械装置、器具備品その他の資産。詳細は別途甲乙間で確認する。

（２）前号に定める資産にかかる売買又は請負等の契約に基づき契約相手方が甲に対して負担する契約不適合責任に基づく各種の請求権

２．契約

効力発生日において甲が第１項に定める資産のために第三者との間で締結している契約及びそれに付随する契約上の地位並びに当該契約に基づく権利義務。但し、乙が承継しない資産のみに関するものを除く。

以上





別添資料２

第117期　計算書類

（自　2025年4月1日
　至　2026年3月31日）

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

東京都中央区京橋三丁目1番1号

株式会社ミツウロコグループホールディングス

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**17,419**	**流動負債**	**25,919**
現金及び預金	14,012	短期借入金	200
売掛金	68	関係会社短期借入金	20,052
関係会社短期貸付金	1,962	一年内償還予定の社債	1,001
未収入金	911	一年内返済予定の長期借入金	3,560
前払費用	366	リース債務	3
その他	98	未払金	642
固定資産	**96,987**	未払費用	312
有形固定資産	**24,144**	賞与引当金	19
建物	8,011	資産除去債務	43
構築物	90	その他	84
機械及び装置	221	**固定負債**	**26,186**
車両運搬具	0	社債	4,004
工具、器具及び備品	178	長期借入金	16,915
土地	14,245	繰延税金負債	4,184
リース資産	699	株式給付引当金	279
建設仮勘定	697	退職給付引当金	44
無形固定資産	**2,072**	債務保証損失引当金	13
ソフトウェア	372	預り保証金	252
ソフトウェア仮勘定	51	資産除去債務	394
借地権	1,643	その他	97
その他	5	**負債合計**	**52,106**
投資その他の資産	**70,771**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	31,623	**株主資本**	**54,247**
関係会社株式	32,138	**資本金**	**7,077**
関係会社長期貸付金	4,913	**資本剰余金**	**401**
差入保証金	934	資本準備金	366
保険積立金	1,072	その他資本剰余金	35
その他	187	**利益剰余金**	**51,159**
貸倒引当金	△98	利益準備金	1,411
		その他利益剰余金	49,747
		固定資産圧縮積立金	2,517
		別途積立金	37,742
		繰越利益剰余金	9,488
		自己株式	**△4,392**
		評価・換算差額等	**8,054**
		その他有価証券評価差額金	8,054
		純資産合計	**62,301**
資産合計	**114,407**	**負債純資産合計**	**114,407**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**6,977**
営業費用	**5,193**
営業利益	**1,783**
営業外収益	**1,018**
受取利息及び配当金	936
受取保険金	6
その他	75
営業外費用	**324**
支払利息	261
貸倒引当損失金	48
その他	13
経常利益	**2,477**
特別利益	**323**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	322
特別損失	**437**
固定資産売却損	7
固定資産除却損	418
投資有価証券売却損	10
税引前当期純利益	**2,363**
法人税、住民税及び事業税	35
法人税等調整額	105
当期純利益	**2,223**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
２０２５年４月１日　残高	7,077	366	－	366	1,411	2,584	37,742	10,393	52,131	△453	59,121
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				－		△66		66	－		－
剰余金の配当				－				△3,194	△3,194		△3,914
当期純利益				－				2,223	2,223		2,223
自己株式の取得				－					－	△3,970	△3,970
自己株式の処分			35	35					－	31	67
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－					－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	35	35	－	△66	－	△905	△971	△3,938	△4,874
２０２６年３月３１日　残高	7,077	366	35	401	1,411	2,517	37,742	9,488	51,159	△4,392	54,247

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
２０２５年４月１日　残高	5,009	5,009	64,130
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩		－	－
剰余金の配当		－	△3,194
当期純利益		－	2,223
自己株式の取得		－	△3,970
自己株式の消却		－	67
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	3,044	3,044	3,044
事業年度中の変動額合計	3,044	3,044	△1,829
２０２６年３月３１日　残高	8,054	8,054	62,301

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 － 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの － 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 － 移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ － 時価法を採用しております。

⑶ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

－ 定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

－ 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用し、借地権については、契約期間に基づく定額法を採用しております。

リース資産 － リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷ 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

⑸ 引当金の計上基準

貸倒引当金 － 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 － 従業員に対して支給する賞与に充てるため設定しており、会社規程に基づく支払所要額をもって計上しております。

株式給付引当金 － 役員の株式給付に備えるため、内規に基づく当事業年度末要給付額を計上しております。

退職給付引当金 － 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

債務保証損失引当金

－ 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

⑹ 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、グループ運営収入等、不動産賃貸収入、関係会社受取配当金となります。グループ運営収入等、不動産賃貸収入においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。関係会社受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

⑺ ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 － 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	借入金の利息

ヘッジ方針 － 金利変動の損失可能性を減殺する目的で行っております。
なお、ヘッジ取引については、市場リスク管理規程に基づき、取締役会の承認により実施しております。また、取引の実行管理はファイナンス＆コントロールで集中して行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

－ ヘッジ手段及びヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価することを原則としております。
なお、当事業年度末に存する金利スワップについては、ヘッジ効果が極めて高いことから有効性の評価を省略しております。

⑻ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2．会計上の見積りに関する注記

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度に係る計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末の関係会社株式は32,123百万円計上しており、TRIFORCE INVESTMENTS PTE. LTD.に対する投資額7,340百万円が含まれております。

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理することとしております。TRIFORCE INVESTMENTS PTE. LTD.株式の評価における重要な見積りは発行会社の事業計画等に基づく超過収益力等であり、その主要な仮定は、連結計算書類「連結注記表(重要な会計上の見積り) 2．海外におけるレンタル収納事業の商標権及びのれんの減損損失の認識の要否」に記載のとおりであります。

3. 追加情報

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（Board Benefit Trust））」（以下「本制度」という。）を導入しております。

⑴取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の対象取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

⑵信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、405百万円及び482,300株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　24,137百万円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し940百万円の債務保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	164百万円
② 短期金銭債務	80百万円
③ 長期金銭債務	208百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	6,902百万円
② 営業費用	712百万円
③ 営業取引以外の取引高	229百万円

(2) 営業収益の内訳

① グループ運営収入等	2,603百万円
② 不動産賃貸収入	2,352百万円
③ 関係会社受取配当金	2,021百万円

(3) 営業費用の内訳

① 不動産賃貸費用	1,624百万円
② 一般管理費	3,568百万円

(4) 固定資産売却損の内訳

建物	3百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	4百万円
計	7百万円

(5) 固定資産除却損の内訳

建物	126百万円
構築物	1百万円
機械及び装置	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
除却に伴う撤去費用等	289百万円
計	418百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	530	1,828	38	2,321

（注）1．普通株式の自己株式数の増加1,828千株の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加０千株、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,828千株であります。

2．普通株式の自己株式数の減少は、株式給付信託（ＢＢＴ）の給付38千株によるものであります。

3．当事業年度末株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式482千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	（百万円）
繰延税金資産	
子会社株式	1,881
子会社株式評価損	689
投資有価証券評価損	308
資産除去債務	137
減損損失	294
貸倒引当金	31
未払事業税	6
株式給付引当金	104
その他	75
繰延税金資産小計	3,529
評価性引当額	△2,925
繰延税金資産合計	603
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,143
その他有価証券評価差額金	△3,501
子会社株式	△51
資産除去債務に対応する除去費用	△26
その他	△64
繰延税金負債合計	△4,788
繰延税金負債の純額	△4,184

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社ミツウロコ	東京都千代田区	10	リビング&ウェルネス	（所有）直接100.0	役員の兼任等	不動産賃貸収入（注3）	763	－	－
							資金の借入（注1）	509	関係会社短期借入金	1,972
子会社	株式会社ミツウロコヴェッセル	東京都中央区	25	エネルギー	（所有）直接100.0	役員の兼任等	経営指導料収入（注3）	1,455	－	－
							不動産賃貸収入（注3）	952	－	－
							資金の借入（注1）	4,994	関係会社短期借入金	5,459
子会社	株式会社ミツウロコヴェッセル東北	宮城県仙台市青葉区	10	エネルギー	（所有）間接100.0	資金の借入等	資金の貸付	930	関係会社短期貸付金	930
							資金の借入（注1）	1,540	関係会社短期借入金	1,425
子会社	株式会社ミツウロコクリエイティブソリューションズ	埼玉県さいたま市大宮区	30	エネルギー	（所有）直接100.0	役員の兼任等	システム運用委託等（注4）	410	未払費用	44
子会社	株式会社ミツウロコフーズ	東京都中央区	100	フーズ	（所有）直接100.0	役員の兼任等	資金の貸付	1,859	関係会社長期貸付金	1,859
子会社	株式会社ミツウロコグリーンエネルギー	東京都中央区	450	電力	（所有）直接100.0	役員の兼任等	資金の借入（注1）	4,320	関係会社短期借入金	7,029

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
１．資金の借入は、キャッシュ・マネジメント・システム（ＣＭＳ）によるものであります。なお、取引金額には借入金の期中平均残高を記載しております。
２．金利については、市場金利を勘案して決定しております。
３．経営指導料収入及び不動産賃貸収入は、契約に基づいて取引価額を決めております。
４．システム運用の委託料については、契約に基づいて取引価額を決めております。

9. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴ 当該資産除去債務の概要
アスベスト除去費用、賃借事務所等原状回復費用、借地原状回復費用であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を、当該建物の減価償却期間（18年～28年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（0.6％～2.6％）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

⑶ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	435百万円
有形固定資産の取得による増加額	0百万円
時の経過による調整額	3百万円
資産除去債務の履行による減少額	△30百万円
見積りの変更による増減額	29百万円
期末残高	437百万円

⑷ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更
当事業年度において、借地上の建物の解体費用等として計上していた資産除去債務について、工場及び充填所の閉鎖による原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。この見積りの変更により29百万円を資産除去債務として計上しております。なお、当該見積りの変更に伴い、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が22百万円減少しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑹収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. １株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額 1,138円13銭
⑵ １株当たり当期純利益 39円84銭
株式給付信託（ＢＢＴ）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度末482,300株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度482,300株）。

（注）本計算書類中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

株式会社ミツウロコグループホールディングス
取締役会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　米山英樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　今井仁子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミツウロコグループホールディングスの2025年４月１日から2026年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月19日

株式会社ミツウロコグループホールディングス　監査等委員会

監査等委員　　菅　原　英　雄 ㊞

監査等委員　　田　嶋　　圭 ㊞

監査等委員　　塩　原　規　男 ㊞

（注）監査等委員 菅原英雄、田嶋　圭及び塩原規男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上